



平成29年 2月24日

各 位

会 社 名 エ レ コ ム 株 式 会 社
 代 表 者 名 取 締 役 社 長 葉 田 順 治
 (コード番号 : 6750 東証一部)
 問 合 せ 先 業 務 統 括 部 部 長 代 理 中 島 洋
 電 話 番 号 06-6229-1448

第三者割当による第1回乃至第5回無担保転換社債型新株予約権付社債に関するお知らせ
(転換価額修正条項付新株予約権付社債の発行)

当社は、平成29年2月24日の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第1回乃至第5回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、それぞれを「第1回新株予約権付社債」、「第2回新株予約権付社債」、「第3回新株予約権付社債」、「第4回新株予約権付社債」及び「第5回新株予約権付社債」といい、総称して「本新株予約権付社債」といいます。）につき、社債総額100億円の発行を決議しましたので、お知らせします。

1. 募集の概要

(1) 払 込 期 日	平成29年3月14日
(2) 新株予約権の総数	200個（第1回乃至第5回新株予約権付社債の合計） 第1回新株予約権付社債 40個 第2回新株予約権付社債 40個 第3回新株予約権付社債 40個 第4回新株予約権付社債 40個 第5回新株予約権付社債 40個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各社債の払込金額： 第1回新株予約権付社債 金50,300,000円 （各社債の金額100円につき金100.6円） 第2回乃至第4回新株予約権付社債 金50,250,000円 （各社債の金額100円につき金100.5円） 第5回新株予約権付社債 金50,200,000円 （各社債の金額100円につき金100.4円） 第1回新株予約権付社債 発行価額の総額 20.12億円 第2回新株予約権付社債 発行価額の総額 20.10億円 第3回新株予約権付社債 発行価額の総額 20.10億円 第4回新株予約権付社債 発行価額の総額 20.10億円 第5回新株予約権付社債 発行価額の総額 20.08億円 各新株予約権の払込金額：本新株予約権付社債に付された新株予約権（以下、第1回乃至第5回新株予約権付社債に係る各新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数3,960,605株（第1回乃至第5回新株予約権付社債の合計） 第1回新株予約権付社債： 当初転換価額（2,400円）における潜在株式数833,333株

	<p>第2回乃至第4回新株予約権付社債： 当初転換価額（2,500円）における潜在株式数2,400,000株 （第2回乃至第4回新株予約権付社債に係るそれぞれの潜在株式数800,000株の合計）</p> <p>第5回新株予約権付社債： 当初転換価額（2,750円）における潜在株式数727,272株 上限転換価額はありません。 下限転換価額（第1回新株予約権付社債については2,400円、第2回乃至第4回新株予約権付社債については2,500円、第5回新株予約権付社債については2,750円）における潜在株式数の合計は3,960,605株（第1回新株予約権付社債については833,333株、第2回乃至第4回新株予約権付社債については2,400,000株（第2回乃至第4回新株予約権付社債に係るそれぞれの潜在株式数800,000株の合計）、第5回新株予約権付社債については727,272株）となります。</p>
(5) 資金調達額 (差引手取概算額)	<p>10,022,000,000円</p> <p>差引手取概算額は、本新株予約権付社債の払込総額（第1回乃至第5回新株予約権付社債の合計）（100.5億円）から本新株予約権付社債に係る発行諸費用の概算額を差し引いた額です。</p>
(6) 転換価額及び その修正条件	<p>当初転換価額 第1回新株予約権付社債 2,400円 第2回乃至第4回新株予約権付社債 2,500円 第5回新株予約権付社債 2,750円</p> <p>転換価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）に、修正日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（以下「修正後転換価額」といいます。）に修正されます。但し、修正後転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には修正後転換価額は下限転換価額とします。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	<p>大和証券株式会社（以下「大和証券」又は「割当予定先」といいます。）に対する第三者割当方式</p>
(8) その他	<p>当社は、大和証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権付社債に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）及びコミットメント契約を締結する予定です。</p> <p>コミットメント契約においては、以下の内容が定められます。詳細は、「2. 募集の目的及び理由 (2) 資金調達方法の概要」に記載しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社による本新株予約権の行使の要請 ・当社による本新株予約権の行使の禁止（但し、第1回新株予約権付社債を除きます。） <p>また、本買取契約において、割当予定先は、当社取締役会の承諾がない限り、本新株予約権付社債を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨（但し、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づく認可を受けた信託銀行に対する譲渡、承継又は引受けについては「2. 募集の目的及び理由 (2) 資金調達方法の概要 ② 当社による行使指定」記載の内容に従うことを条件に、当社はあらかじめ承諾しています。）及び、並びに割当予定先が本新株予約権付社債を譲渡する場合には、あらかじめ</p>

	<p>め譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする旨を規定します（但し、譲渡先となる者が割当予定先に対して本新株予約権付社債を譲渡することについては、当社はあらかじめ承諾しています。）。</p>
--	---

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の背景及び目的

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、平成28年12月31日現在、当社、連結子会社11社により構成され、パソコン及びデジタル機器関連製品の開発・製造・販売及びこれらに付帯する事業を行っています。

製造業においてI o Tや人工知能、インダストリー4.0などの技術革新が起きつつある中、「エンベデッド領域」（注1）において、当社グループは、さまざまな製造業のI Tニーズに対応できる製品ラインナップを揃えるとともに、少ロットの製品でも迅速に供給できる体制を整え、他社との差別化を図っています。また、「ライフスタイルイノベーション領域」（注3）において、当社グループは、パソコン周辺機器、スマートフォン及びタブレット端末関連などの基盤分野において、ビジネスや家庭など、あらゆるシーンをより快適・便利に変えていこうという思いを込めて事業を行っています。

当社グループは、中長期的成長戦略として、エンベデッド領域、ライフスタイルイノベーション領域の2つの分野で力強く事業を展開していく方針です。具体的には、当社グループは上記の2つの領域において継続的なM&A及び資本業務提携等の実施によって更なる事業価値の拡大を図っていく方針であり、当社が平成23年7月にハギワラソリューションズ株式会社を設立し、同社が同年8月に株式会社ハギワラシスコムの子会社として事業の一部譲り受けた事や平成16年12月にロジテック株式会社、平成26年5月に日本データシステム株式会社の株式を取得した事に加え、足元では平成28年9月の株式会社ワークビットの事業譲受けに加え、平成29年2月にはDXアンテナ株式会社（以下「DXアンテナ」といいます。）の株式譲受け契約を締結するなど、着実に事業価値の拡大に向けた取り組みの実績を積み上げています。

DXアンテナは各種アンテナ及びテレビ受信関連機器・CATV関連機器・情報伝送システム関連機器・セキュリティシステム関連機器全般の製造販売、並びに付帯する調査・設計・施工管理を事業内容とする企業であり、防災・福祉情報配信システムを核とする放送と通信の親和性を高めた新しいサービスの提供、アンテナ事業で長年培ってきた伝送技術を基盤とする顧客ニーズに対応した製品の開発などのI o T事業及び電材の販売チャンネルに強みを有しています。このことから、DXアンテナの株式譲受け（子会社化）によって、DXアンテナの強みである電材の販売チャンネルを活用し、DXアンテナのI o T関連製品に加え、当社のライフスタイルイノベーション領域における製品であるパソコン周辺機器・スマートフォン・タブレット端末関連等の製品及び当社のエンベデッド領域における製品であるオフィス・工場の業務用並びに産業用のI o T関連製品に対する幅広い需要を取り込むことが期待できます。

以上のように、当社及びDXアンテナにおける相乗効果の発現による当社グループの一層の事業拡大及び収益力の向上が図られ、その結果として、DXアンテナの株式譲受け（子会社化）は既存株主を含めた株主全体の利益に資するものと当社は考えています。

このような当社グループの一層の事業拡大及び収益力の向上に向け、M&Aをさらに推進する上で、有利な条件での長期安定資金を調達することが必要と考え、本新株予約権付社債の発行を決定しました。本調達資金は、DXアンテナ株式譲受け代金の一部に全額を充当する予定です。

なお、本資金調達における資金使途及び支出予定時期の詳細につきましては、後記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載しています。

（注1）「エンベデッド領域」とは、デジタルサイネージ（注2に定義します。）用の業務用タブレットやカスタムPCなどの組み込みソフトウェアを中核とする業務用・産業用の製品領域をいいます。

(注2) 「デジタルサイネージ」とは、屋外・店頭・公共空間・交通機関などのあらゆる場所において、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムの総称をいいます。

(注3) 「ライフスタイルイノベーション領域」とは、パソコン周辺機器、スマートフォン及びタブレット端末関連製品などの、当社の基盤領域をいいます。

(2) 資金調達方法の概要

① 今回の資金調達は、当社が大和証券に対し、行使可能期間を4年間とする転換価額修正条項付新株予約権付社債を第三者割当の方法によって割り当て、大和証券による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。当社は、大和証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む本買取契約及びコミットメント契約を締結します。

② 当社による行使指定

(本新株予約権の行使の要請)

当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定し、行使を要請する旨の通知（以下「行使要請通知」といいます。）を行うことができる仕組みとなっています。大和証券は、行使要請通知を受けた場合、当該行使要請通知を受領した日（以下「行使要請通知日」といいます。）の翌取引日に始まる20連続取引日の期間（以下「行使要請期間」といいます。）内に、当社が本新株予約権について行使を要請する個数（以下「行使要請個数」といいます。）と、当該行使要請通知日における本新株予約権の残存個数とのうち、いずれか少ない方の個数の本新株予約権を、一定の条件及び制限のもとで、行使することをコミットします（以下「行使義務」といいます。）。

但し、当社が一度に指定できる行使要請個数には一定の限度があり、各行使要請通知において指定することができる行使要請個数は、当該行使要請通知を行う日の直前取引日までの、20連続取引日又は60連続取引日における各取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の出来高の中央値（但し、そのような中央値が存在しない場合には、中央値を挟む2つの出来高の単純平均値をもって中央値とみなします。）に、割当株式数で除し、小数点未満を切り下げた数のうち、いずれか少ない方の数を上限とします。当社は、本新株予約権に関し発せられた直前の行使要請通知に係る行使要請期間の末日の翌取引日に始まる20連続取引日の期間は、次の行使要請通知を行うことはできません。また、行使要請通知を行うことができる日は、当社普通株式の終値が、第1回新株予約権付社債については下限転換価額の115%、第2回乃至第5回新株予約権付社債については下限転換価額の110%を上回っている日に限るものとし、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合等一定の場合には、大和証券の行使義務の効力は生じません。

行使要請期間中において、当社普通株式の終値が下限転換価額を下回った場合や、当該行使要請通知に係る行使要請期間中のいずれかの取引日において当社普通株式の株価が東京証券取引所が定める呼値の制限値幅に関する規則に定められた当該取引日における値幅の下限に達した場合、その他東京証券取引所により売買の停止がなされた場合等には、大和証券の行使義務の効力は消滅するものとし、

なお、当社は、行使要請通知を行った場合、その都度、東京証券取引所へ適時開示を行います。

(本新株予約権の行使の禁止)

当社は、その裁量により、大和証券に対し、本新株予約権の行使を禁止する旨の通知（以下「行使禁止通知」といいます。）を行うことができます（但し、第1回新株予約権付社債を除きます。）。本新株予約権の行使を禁止する期間（以下「行使禁止期間」といいます。）は当社の裁量により決定することができます。但し、上記の行使要請通知を受けて大和証券がコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような行使禁止通知を行うことはできません。また、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合等一定の場合には、行使禁止通知の効力は生じません。

行使禁止期間中に行使要請通知が行われた場合は、行使禁止通知の効力は消滅します。

なお、当社は、行使禁止通知を行った場合、その都度、東京証券取引所へ適時開示を行います。

(本新株予約権付社債の譲渡)

本買取契約において、大和証券は、当社取締役会の事前の承諾がない限り、本新株予約権付社債を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨（但し、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づく認可を受けた信託銀行に対する譲渡、承継又は引受けについては次に記載の内容に従うことを条件に、当社はあらかじめ承諾しています。）並びに大和証券が本新株予約権付社債を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする旨を規定します（但し、譲渡先となる者が割当予定先に対して本新株予約権付社債を譲渡することについては、当社はあらかじめ承諾しています。）。

(3) 本新株予約権付社債発行を選択した理由

当社は、今回の資金調達に際して、①希薄化の抑制、②確実な資金調達、③株価への影響の軽減及び④資本政策の柔軟性の確保を図るべく様々な調達手段を検討してまいりました。このような観点を踏まえ、今般、当社は、上記の4点を全て充足する調達手法として本新株予約権付社債の発行を選択することとしました。

また、本新株予約権付社債は、下記のとおり、希薄化の抑制、転換による株価への影響低減等の方策を組み込んでいることから、既存株主に配慮した商品性を有するものといえます。また、下限転換価額についても、既存株主に配慮した商品性を実現する趣旨で、当社普通株式の過去における株価動向を踏まえつつ、将来の業績向上による当社普通株式の株価向上の期待を織り込んだ水準に設定しています。

(本スキームの特徴)

① 希薄化の抑制

本新株予約権付社債の全額が転換された場合に発行（又は交付）される普通株式数は3,960,605株（第1回乃至第5回新株予約権付社債の合計）（平成28年9月30日現在の発行済株式数の9.95%程度（議決権比率は10.04%程度））であり、転換に応じて株式が順次発行されるため、一度に大量の株式を発行する普通株式を時価発行した場合と比較し、一株あたりの株主価値の希薄化は公募増資と比べても限定的です。

② 確実な資金調達

本新株予約権付社債は、払込期日に総額100.5億円（第1回乃至第5回新株予約権付社債の合計）が払い込まれるため、発行当初にまとまった資金調達ができます。

③ 株価への影響の軽減

転換価額は本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回にわたる行使と転換価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいと考えられます。下限転換価額は、第1回新株予約権付社債については2,400円、第2回乃至第4回新株予約権付社債については2,500円、第5回新株予約権付社債については2,750円とそれぞれ設定されており、行使指定を行う際には、第1回新株予約権付社債については下限転換価額の115%、第2回乃至第5回新株予約権付社債については110%を上回っている必要があり、また、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 資金調達方法の概要 ② 当社による行使指定」に記載のとおり、一度に行使指定可能な数量は行使指定直前の一定期間の出来高を基本として定められることとなっており、行使が発生する株価水準や株式発行による需給悪化懸念に配慮した設計となっています。

④ 資本政策の柔軟性の確保

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、本新株予約権付社債が残存する期間中を通じて、残存する本新株予約権付社債の全部を本新株予約権付社債の社債要項記載の手続きに従って繰上償還することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

なお、本新株予約権付社債には、主に、下記に記載されたデメリットがあると考えられます。しかしながら、当社は、上記に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えています。

(本スキームのデメリット)

- ① 本新株予約権付社債の下限転換価額は、第1回新株予約権付社債については2,400円、第2回乃至第4回新株予約権付社債については2,500円、第5回新株予約権付社債については2,750円とそれぞれ設定されており、株価水準によっては本新株予約権の行使が行われない可能性があります。
- ② 権利行使が完了するまでには一定の期間を要することが想定されます。
- ③ 本新株予約権付社債には、第1回新株予約権付社債については年率0.805%、第2回乃至第4回新株予約権付社債については年率0.78%、第5回新株予約権付社債については年率0.755%の利率がそれぞれ付されており、償還日の直前取引日（第2回新株予約権付社債については平成33年3月9日、第3回新株予約権付社債については平成33年3月10日、第1回新株予約権付社債・第4回新株予約権付社債・第5回新株予約権付社債については平成33年3月11日）においてそれぞれ残存している本新株予約権付社債については、償還日（第2回新株予約権付社債については平成33年3月10日、第3回新株予約権付社債については平成33年3月11日、第1回新株予約権付社債・第4回新株予約権付社債・第5回新株予約権付社債については平成33年3月12日）にそれぞれ一括して利息が支払われます。償還日の直前取引日より前に償還又は行使等により消滅した本新株予約権付社債については、上記利息を支払う必要はありません。

(他の資金調達方法との比較)

① 公募増資との比較

公募増資による新株式発行は、本新株予約権付社債の発行と同様に、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。

② 第三者割当増資との比較

第三者割当による新株式発行は、公募増資による新株式発行と同様に、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。

③ 第三者割当による新株予約権

新株予約権のみの発行の場合は、発行時点におけるまとまった資金調達ができず、また、株価水準によっては行使が行われないため、資金調達が困難となる可能性があります。

④ 借入との比較

本新株予約権の行使が行使可能期間中に行われなかった場合においては、償還日の前日において残存する本新株予約権付社債について、本社債の償還金額（各社債の金額100円につき金100円）に加え、第1回新株予約権付社債については年0.805%、第2回乃至第4回新株予約権付社債については年0.78%、第5回新株予約権付社債については年0.755%相当の利息を一括してそれぞれ支払う必要があります。もっとも、当社の第31期有価証券報告書（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）に記載の長期借入金の平均利率は年0.9%となっていることから、本新株予約権付社債の発行によって、左記平均利率よりも低利での資金調達が可能になるといえます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
10,050,000,000	28,000,000	10,022,000,000

(注) 1 発行諸費用の概算額は、弁護士・新株予約権評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用及び信託銀行手数料等）の合計です。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額10,022,000,000円については、後記のとおり、平成29年3月末までに船井電機株式会社（以下「船井電機」といいます。）の連結子会社であるDXアンテナの買収のための資金に全額を充当する予定です。

すなわち、当社は、DXアンテナの株式譲受け（子会社化）について、検討及び協議を開始する旨の基本合意書を船井電機と平成28年11月7日に締結しており、また、平成29年2月21日開催の当社取締役会においてDXアンテナを買収し子会社とすること（以下「本買収」といいます。）について決議し、船井電機との間で、同日、株式譲受け契約（以下「本契約」といいます。）を締結しています。本契約に基づき、当社は、DXアンテナを総額約103億円の金銭を対価として買収する手続きを開始し、同社を子会社化する予定です。また、本買収は平成29年3月末までに完了する見込みであることから、上記差引手取概算額10,022,000,000円については、平成29年3月末までに本買収のための資金に全額を充当する予定です。

なお、本買収が不成立となった場合には、当該手取金については、本買収に代わる買収のための資金に充当するよう努めますが、そのような買収を実行できないときには、当該手取金の全部を、当社グループの一層の事業拡大、収益力の向上に向けて今後想定されるM&A資金の待機資金として時期や相手先が決まり次第充当する予定です。

なお、本新株予約権付社債の発行により調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本資金調達により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の手取金の使途に充当することによって、当社の一層の事業拡大と収益力の向上を図れることから、既存株主を含めた株主全体の利益に資する合理的なものであると考えています。

5. 発行条件等の合理性

（1）発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権付社債の社債要項及び割当予定先との間で本新株予約権付社債の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価値評価を第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役CEO 野口真人）（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）に依頼しました。プルータス・コンサルティングは、一定の前提（転換価額、当社株式の株価変動率・配当利回り、本新株予約権付社債の利払方法及び本新株予約権付社債の価値を算定する上で使用した割引率等）に基づき、新株予約権付社債の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権付社債の価値評価を実施し、各社債の金額100円につき98円80銭～100円20銭という算定結果が得られました。価値評価にあたっては、主に①当社による本新株予約権付社債の繰上償還については償還のタイミングを定量的に決定することが困難であるため、下記③の場合を除き評価に織り込まないこと、②当社は行使指定が可能な場合には行使指定を行い、割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うとの前提の下で、株価が下限転換価額を金利相当額以上上回っている場合において、割当予定先は、本新株予約権の行使可能期間にわたって一様に分散的な権利行使を行うとともに、行使により交付を受けることとなる当社株式を、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却すること、③株価が5取引日連続で発行決議日前日（平成29年2月23日）の東京証券取引所終値の50%に相当する金額を下回った場合、割当予定先は当社に本新株予約権付社債の繰上償還を請求すること等を想定しています。当社は、上記「2. 募集の目的及び理由（3）本新株予約権付社債を選択した理由」に記載した本新株予約権付社債の特徴、当社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案した結果、本新株予約権付社債の発行価額を各社債の金額100円につき、第1回新株予約権付社債については金100.6円、第2回乃至第4回新株予約権付社債については金100.5円、第5回新株予約権付社債については金100.4円とすることを決定していますが、本新株予約権付社債の発行価額がプルータス・コンサルティングの算定した価値評価額と概ね見合っていること及びその評価手続きについて特に不合理な点がないことから、本新株予約権付社債の発行条件は合理的であり、本新株予約権付社債

の発行が有利発行に該当しないものと判断しました。さらに、当社監査役3名全員（いずれも社外監査役）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権付社債の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない趣旨の意見を得ています。

- (i) 本新株予約権付社債の発行においては、新株予約権付社債の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、プルータス・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること
- (ii) プルータス・コンサルティングと当社との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないため、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- (iii) 当社取締役がそのようなプルータス・コンサルティングに対して本新株予約権付社債の価値評価を依頼していること
- (iv) プルータス・コンサルティングから当社実務担当者及び監査役への具体的な説明が事前に行われたうえで、評価報告書が提出されていること
- (v) 本新株予約権付社債の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権付社債の発行に係る実務慣行について、当社法律顧問から当社の実務担当者に対して事前に説明が行われており、かかる説明を踏まえた報告が実務担当者から本新株予約権付社債の発行を担当する取締役になされていること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数は最大3,960,605株であり、当社の議決権総数394,263個（平成28年9月30日現在）に対し、10.04%の希薄化が生じます。しかしながら、本資金調達によって当社の一層の事業拡大と収益力の向上を図れることから、本新株予約権付社債の発行は、既存株主を含めた株主全体の利益に資する合理的なものであると判断しました。

また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日あたりの平均出来高は132,981株であり、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有していることや、割当予定先との間で締結する予定のコミットメント契約により、当社は、市場環境や当社株価動向に応じて、行使禁止期間を定めて希薄化のタイミングをコントロールすることが可能であることから（但し、第1回新株予約権付社債を除きます。）、本新株予約権付社債の発行は市場に過度の影響を与える規模ではないと判断しました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(平成28年9月30日現在)

①	名 称	大和証券株式会社
②	所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 日比野隆司
④	事 業 内 容	金融商品取引業
⑤	資 本 金	1,000億円
⑥	設 立 年 月 日	平成4年8月21日
⑦	発 行 済 株 式 数	810,200株
⑧	決 算 期	3月31日
⑨	従 業 員 数	8,929名
⑩	主 要 取 引 先	投資家並びに発行体
⑪	主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社
⑫	大株主及び持株比率	株式会社大和証券グループ本社100%
⑬	当 事 会 社 間 の 関 係	

	資 本 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数：0株（平成28年9月30日現在） 当社が保有している割当予定先の株式の数：0株（平成28年9月30日現在）		
	人 的 関 係	該当事項はありません。		
	取 引 関 係	当社の主幹事証券会社です。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態（単体）（単位：特記しているものを除き、百万円。）				
決 算 期		平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
純 資 産		709,083	700,728	781,164
総 資 産		10,917,306	12,068,012	10,524,143
1株当たり純資産（円）		875,196.16	864,883.09	964,162.20
営 業 収 益		399,876	386,659	369,158
営 業 利 益		154,176	136,590	114,541
経 常 利 益		155,505	138,687	116,272
当 期 純 利 益		144,365	127,032	80,859
1株当たり当期純利益（円）		178,185.21	156,791.37	99,801.97
1株当たり配当金（円）		85,000	86,400	—

（注）割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。割当予定先の親会社である株式会社大和証券グループ本社は東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、「反社会的勢力への対応の基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めていることを公表しています。当社はその文面を入手し、当該文面の内容を確認しています。さらに、警察等関係機関、法律関係者等と連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続き面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」の充実を図っていること等、割当予定先である大和証券との面談によるヒアリングにおいて確認しています。また、同社は、上場企業が発行会社となる株式の公募の引受や新株予約権等の第三者割当による引受の実例を多数有しています。これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しています。

（2）割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 （3）本新株予約権付社債を選定した理由」に記載のとおり、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行ってまいりましたが、株価や既存株主の利益を十分配慮しながら、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本増強を行うという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、大和証券より本新株予約権付社債の提案を受けたことから、同社を割当予定先として選定しました。

また、同社が、①当社の主幹事証券会社として当社と良好な関係を構築してきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社普通株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している本新株予約権付社債に付された本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③上記「2. 募集の目的及び理由 （3）本新株予約権付社債を選定した理由」に記載の本資金調達方法の特徴を備える商品に関する知識が豊富であること、④今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定しました。

なお、本新株予約権付社債の発行は、日本証券業協会会員である大和証券による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先は、当社の取締役会の事前の承諾がない限り、割当を受けた本新株予約権付社債を当社以外の第三者に譲渡することはできません（但し、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づく認可を受けた信託銀行に対する譲渡、承継又は引受けについては、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 資金調達方法の概要 ② 当社による行使指定」に記載の内容に従うことを条件に、当社はあらかじめ承諾しています。また、譲渡先となる者が割当予定先に対して本新株予約権付社債を譲渡することについては、当社はあらかじめ承諾しています。）。当社は、大和証券から、同社が本新株予約権付社債の割当を受けた後、株式会社りそな銀行との契約に基づき設定した信託口座（委託者及び受益者を大和証券株式会社とし、受託者を株式会社りそな銀行とする信託、以下「本件信託」といいます。）に対して本新株予約権付社債の全部を社債総額と同額で譲渡する予定であると聞いています（大和証券株式会社が本新株予約権付社債を本件信託に対して譲渡する際に本件信託から受け取る譲渡代金は、本件信託が国内金融機関から本新株予約権付社債の社債総額と同額の融資を受けることによって調達する予定であると聞いています。）。また、当社は、大和証券から、株式会社りそな銀行は本新株予約権の行使請求を行わず、大和証券が本新株予約権を行使請求しようとする際には、その都度、本件信託から本新株予約権付社債を買い戻した上で本新株予約権を行使請求する予定であると聞いています。したがって、当社は、本新株予約権の行使請求を実際に行うのは大和証券のみであると認識しています。

また、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を長期保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先が平成28年12月20日付で関東財務局長宛に提出した半期報告書（第25期中）の平成28年9月30日現在の貸借対照表により、割当予定先が本新株予約権付社債の発行価額の総額の払込みに要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認しています。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約は締結しません。

(6) その他

当社は、割当予定先との間で、本買取契約において、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 資金調達方法の概要 ② 当社による行使指定」に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定です。

① 本新株予約権の行使制限措置

当社は、「2. 募集の目的及び理由 (2) 資金調達方法の概要 ② 当社による行使指定」に記載の内容以外に、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権付社債の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。また、割当予定先及び譲渡先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う事を合意する予定です。

② 本新株予約権付社債の譲渡制限

割当予定先は、当社取締役会の事前の承諾がない限り、割当を受けた本新株予約権付社債を当社以外の第三者に譲渡することはできません（但し、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づく認可

を受けた信託銀行に対する譲渡、承継又は引受けについては次に記載の内容に従うことを条件に、当社はあらかじめ承諾しています。)。割当予定先は、本新株予約権付社債を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者をして、当社に対して当該譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします（但し、譲渡先となる者が割当予定先に対して本新株予約権付社債を譲渡することについては、当社はあらかじめ承諾しています。)。なお、割当予定先は、当社の普通株式（本新株予約権の権利行使により取得したものを含まれます。）を当社以外の第三者に譲渡することは妨げられません。

③ ロックアップ

当社は、本買取契約の締結日以降、平成29年9月9日までの間、本新株予約権付社債が存する限り、割当予定先の事前承諾なくして、当社の普通株式若しくはその他の株式、又は普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を行うことができません。

但し、以下の場合は、この限りではありません。

- (i) 発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合。
- (ii) ストックオプションプランに基づき、当社の株式を買取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使若しくは当社の普通株式に転換される若しくは転換できる証券の転換により普通株式を発行若しくは処分する場合。
- (iii) 本新株予約権付社債を発行する場合及び本新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合
- (iv) 本新株予約権付社債と同時に本新株予約権付社債以外の新株予約権付社債を発行する場合及び当該新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。
- (v) 合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、当社の発行済株式総数の5%を上限として普通株式を発行又は処分する場合。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成28年9月30日現在）	
葉田 順治	28.47%
有限会社サンズ	15.82%
株式会社ジャスティン	7.78%
エレコム社員持株会	2.61%
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	2.50%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2.43%
株式会社三菱東京UFJ銀行	2.35%
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1.80%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) REFIDELITY FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	1.70%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1.57%

(注) 1 今回の募集分については長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

- 2 平成28年5月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、スパークス・アセット・マネジメント株式会社が平成28年5月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成28年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、同社の大量保有報告の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 スパークス・アセット・マネジメント株式会社
 住所 東京都品川区東品川二丁目2番4号 天王洲ファーストタワー
 保有株券等の数 株式 1,561,800株
 株券等保有割合 3.92%

8. 今後の見通し

本調達資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、一層の事業拡大、収益の向上を図れるものと考えています。

また、本資金調達による今期業績予想に対する影響はありません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

今回実施する第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
連結売上高	69,105百万円	75,785百万円	81,165百万円
連結営業利益	6,961百万円	8,142百万円	8,901百万円
連結経常利益	6,621百万円	7,553百万円	8,081百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	4,043百万円	4,461百万円	4,858百万円
1株当たり当期連結純利益	91.78円	100.81円	118.68円
1株当たり配当金	40.00円	60.00円	55.00円
1株当たり連結純資産	526.75円	624.89円	584.41円

(注) 当社は、平成27年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。これに伴い、1株当たり連結当期純利益及び1株当たり連結純資産については、平成26年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。平成28年3月期の1株当たり配当については、当該株式分割を考慮した額であり、分割実施を考慮しない場合の1株当たり配当金は80円00銭となります。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成29年2月24日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	39,816,036株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	349,200株	0.88%
下限転換価額（行使価額） における潜在株式数	-株	-%
上限転換価額（行使価額） における潜在株式数	-株	-%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
始 値	1,380円	2,133円	2,455円 □1,355円
高 値	2,200円	2,733円	3,395円 □2,012円
安 値	1,070円	1,618円	2,217円 □1,292円
終 値	2,165円	2,495円	2,742円 □1,984円

(注) 平成27年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の株式分割を行っています。平成28年3月期における□印は、株式分割による権利落後の株価を示しています。

② 最近6か月間の状況

	平成28年 9月	10月	11月	12月	平成29年 1月	2月
始 値	2,420円	2,191円	2,138円	1,982円	1,952円	1,900円
高 値	2,423円	2,262円	2,141円	2,029円	2,025円	2,055円
安 値	2,016円	2,046円	1,790円	1,859円	1,854円	1,892円
終 値	2,191円	2,149円	1,961円	1,961円	1,917円	2,011円

(注) 平成29年2月の株価については、平成29年2月23日現在で表示しています。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成29年2月23日
始 値	2,020円
高 値	2,022円
安 値	1,996円
終 値	2,011円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

(別紙1)

エレコム株式会社
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
社債要項

本要項は、エレコム株式会社（以下「当社」という。）が平成29年2月24日に開催した取締役会の決議に基づいて発行する第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 社債総額 金20億円
2. 各社債の金額 金50百万円
3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用
本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関（第19項に定める。以下同じ。）の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。
4. 新株予約権又は社債の譲渡
本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
5. 社債の利率 年0.805%
6. 社債の払込金額（発行価格） 各社債の金額100円につき金100.6円
7. 払込期日（新株予約権の割当日） 平成29年3月14日
8. 募集の方法
第三者割当ての方法により、大和証券株式会社に全額を割り当てる。
9. 担保・保証の有無
本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
10. 社債管理者
本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
11. 社債の償還の方法及び期限
 - (1) 本社債の元金は、平成33年3月12日にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。
 - (2) 当社は、平成31年3月15日以降、その選択によりいつでも、償還日の2週間前までに本社債権

者に通知したうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を以下に定める金額で繰上償還することができる。

償還日が平成31年3月15日以降平成32年3月14日までの間である場合

各社債の金額100円につき金102.72円

償還日が平成32年3月15日以降平成33年3月11日までの間である場合

各社債の金額100円につき金103.22円

- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社の株主総会で承認決議した場合、償還日の1か月前までに本社債権者に通知したうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を各社債の金額100円につき本項第（8）号に定める金額で繰上償還する。
- (4) 本社債権者は、当社が吸収分割又は新設分割につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、その選択により償還日の2週間前までに当社に通知を行うことにより、当該吸収分割又は新設分割の効力発生日前に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき本項第（8）号に定める金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
- (5) （イ）当社以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、当社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、（ロ）当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、（ハ）当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は認容し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ（ニ）公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。）から15日以内に必要事項を本社債権者に通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき本項第（8）号に定める金額で繰上償還する。
- (6) 当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となる場合（これらの事由の発生よりも先に本項第（3）号乃至第（5）号に定める繰上償還事由が発生した場合を除く。）には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日の10営業日後に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき本項第（8）号に定める金額で繰上償還する。
- (7) 本社債権者は、平成29年3月15日以降平成33年2月23日までの間のいずれかの5連続営業日（但し、終値のない日は除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が1,006円（但し、第13項第（8）号乃至第（12）号による調整を受ける。）を下回った場合、当該5連続営業日の最終日の翌営業日以降、その選択により償還日の2週間前までに当社に通知を行うことにより、その保有する本社債の全部を各社債の金額100円につき金100.6円で繰上償

還することを、当社に対して請求する権利を有する。

- (8) 当社は、本項第(3)号乃至第(6)号の定めに従い本社債を繰上償還する場合には、以下に定める金額を本社債権者に支払う。

償還日が平成29年3月15日以降平成30年3月14日までの間である場合

各社債の金額100円につき金101.72円

償還日が平成30年3月15日以降平成31年3月14日までの間である場合

各社債の金額100円につき金102.22円

償還日が平成31年3月15日以降平成32年3月14日までの間である場合

各社債の金額100円につき金102.72円

償還日が平成32年3月15日以降平成33年3月11日までの間である場合

各社債の金額100円につき金103.22円

- (9) 償還すべき日が銀行休業日（銀行法第15条第1項に定める「銀行の休日」を意味する。以下同様とする。）にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。

- (10) 当社は、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本新株予約権付社債を消却する場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

12. 利息の支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、当該本社債が平成33年3月11日において残存していることを条件として、同日において残存する本社債についてのみ、平成33年3月12日に支払われるものとする。
- (2) 利息支払期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 本社債の利息は、平成29年3月15日から（当日を含む。）平成33年3月12日まで（当日を含む。）これをつけ、1年を365日とする日割計算により計算する。

13. 本新株予約権に関する事項

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

- (2) 各新株予約権の払込金額

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の各社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる整数とする。

- (4) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、平成29年3月15日から平成33年3月10日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して本項第(3)号に定める当社普通株式の交付を請求することができる。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

①当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日（振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。）

②振替機関が必要であると認めた日

③第11項第(2)号乃至第(7)号に定めるところにより本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降

④第15項に定めるところにより当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降

本号により行使請求が可能な期間を、以下「行使請求期間」という。

(5) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

①各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その各社債の金額と同額とする。

但し、交付株式数に本号②に定める転換価額(但し、本項第(7)号乃至第(12)号によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)を乗じた額が、行使請求する本新株予約権に係る本社債の各社債の金額の合計額を下回る場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該差額部分を除く本社債とし、この場合の本社債の価額は、本社債の各社債の金額から当該差額を差し引いた額とする。上記但書の場合には、当社は、本社債の償還金として当該差額を償還する。

②各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、当初金2,400円とする。但し、転換価額は本項第(7)号乃至第(12)号に定めるところにより修正又は調整されることがある。

(7) 転換価額は、本項第(17)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。但し、修正後転換価額が2,400円(以下「下限転換価額」といい、本項第(8)号の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には修正後転換価額は下限転換価額とする。

(8) ①当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

②転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 時価(本項第(9)号③に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権

利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とする。以下本項において同じ。）の翌日以降これを適用する。但し、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 当社普通株式の株式分割をする場合。

調整後の転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得請求権付株式等」という。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項又は新株予約権の全てが当初の条件で行使又は適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日以降これを適用する。但し、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに、時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合。調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(ホ) 上記（イ）乃至（ハ）の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記（イ）乃至（ハ）にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当社普通株式を交付する。但し、株式の交付については本項第（18）号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right] \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、当該端数に調整後転換価額を乗じた金額を返還する。

(9) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。

① 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整

前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。

- ②転換価額調整式の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③転換価額調整式で使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（但し、本項第(8)号②(ホ)の場合は当該基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ④転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の応当日（応当日がない場合には当該日の前月末日とする。）における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(8)号又は第(10)号に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
 - ⑤本項第(8)号②(イ)乃至(ニ)に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後転換価額は、本項第(8)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (10) 本項第(8)号及び第(9)号により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ②本号①のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - ③当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ④転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (11) 本項第(8)号の規定にかかわらず、本項第(8)号に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が本項第(7)号に基づく転換価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な転換価額及び下限転換価額の調整を行う。
- (12) 本項第(8)号及び第(9)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要事項を本新株予約権者に通知する。但し、本項第(8)号②(ホ)の場合その他適用の日の前日までに上記通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (13) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1

円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(14) 本新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

(15) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第18項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

(16) ①行使請求しようとする本新株予約権者は、行使請求期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関（以下「直近上位機関」という。）を通じて、行使請求受付場所に行使請求に要する事項として当社の定める事項を通知しなければならない。

②行使請求受付場所に対し行使請求に要する事項を通知した者は、その後これを撤回することができない。

(17) 行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使請求の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

(18) 当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する直近上位機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(19) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社及び本新株予約権者が協議して必要な措置を講じる。

14. 担保提供制限

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために担保提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下同じ。）には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

15. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失し、第16項に定めるところにより、その旨を公告するものとする。

(1) 当社が、第11項又は第12項の規定に違背したとき。

(2) 当社が、第13項第(7)号乃至第(12)号又は第14項の規定のいずれかに違背し、本社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をしないとき。

(3) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(4) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対

して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。

(5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

(6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

16. 本社債の社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債に関して社債権者に対して通知する場合の公告は、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。

17. 社債権者集会に関する事項

(1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の2週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告又は直接通知するものとする。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本新株予約権付社債についての社債等振替法第222条第3項の規定による書面を提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

18. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

19. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

20. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。

21. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社りそな銀行

以上

(別紙2)

エレコム株式会社
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
社債要項

本要項は、エレコム株式会社（以下「当社」という。）が平成29年2月24日に開催した取締役会の決議に基づいて発行する第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 社債総額 金20億円
2. 各社債の金額 金50百万円
3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用
本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関（第19項に定める。以下同じ。）の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。
4. 新株予約権又は社債の譲渡
本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
5. 社債の利率 年0.78%
6. 社債の払込金額（発行価格） 各社債の金額100円につき金100.5円
7. 払込期日（新株予約権の割当日） 平成29年3月14日
8. 募集の方法
第三者割当ての方法により、大和証券株式会社に全額を割り当てる。
9. 担保・保証の有無
本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
10. 社債管理者
本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
11. 社債の償還の方法及び期限
 - (1) 本社債の元金は、平成33年3月10日にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。
 - (2) 当社は、平成31年3月15日以降、その選択によりいつでも、償還日の2週間前までに本社債権

者に通知したうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を以下に定める金額で繰上償還することができる。

償還日が平成31年3月15日以降平成32年3月14日までの間である場合

各社債の金額100円につき金102.62円

償還日が平成32年3月15日以降平成33年3月9日までの間である場合

各社債の金額100円につき金103.12円

- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社の株主総会で承認決議した場合、償還日の1か月前までに本社債権者に通知したうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を各社債の金額100円につき本項第（8）号に定める金額で繰上償還する。
- (4) 本社債権者は、当社が吸収分割又は新設分割につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、その選択により償還日の2週間前までに当社に通知を行うことにより、当該吸収分割又は新設分割の効力発生日前に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき本項第（8）号に定める金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
- (5) （イ）当社以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、当社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、（ロ）当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、（ハ）当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は認容し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ（ニ）公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。）から15日以内に必要事項を本社債権者に通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき本項第（8）号に定める金額で繰上償還する。
- (6) 当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となる場合（これらの事由の発生よりも先に本項第（3）号乃至第（5）号に定める繰上償還事由が発生した場合を除く。）には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日の10営業日後に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき本項第（8）号に定める金額で繰上償還する。
- (7) 本社債権者は、平成29年3月15日以降平成33年2月19日までの間のいずれかの5連続営業日（但し、終値のない日は除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が1,006円（但し、第13項第（8）号乃至第（12）号による調整を受ける。）を下回った場合、当該5連続営業日の最終日の翌営業日以降、その選択により償還日の2週間前までに当社に通知を行うことにより、その保有する本社債の全部を各社債の金額100円につき金100.5円で繰上償

還することを、当社に対して請求する権利を有する。

- (8) 当社は、本項第(3)号乃至第(6)号の定めに従い本社債を繰上償還する場合には、以下に定める金額を本社債権者に支払う。

償還日が平成29年3月15日以降平成30年3月14日までの間である場合

各社債の金額100円につき金101.62円

償還日が平成30年3月15日以降平成31年3月14日までの間である場合

各社債の金額100円につき金102.12円

償還日が平成31年3月15日以降平成32年3月14日までの間である場合

各社債の金額100円につき金102.62円

償還日が平成32年3月15日以降平成33年3月9日までの間である場合

各社債の金額100円につき金103.12円

- (9) 償還すべき日が銀行休業日（銀行法第15条第1項に定める「銀行の休日」を意味する。以下同様とする。）にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。

- (10) 当社は、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本新株予約権付社債を消却する場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

12. 利息の支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、当該本社債が平成33年3月9日において残存していることを条件として、同日において残存する本社債についてのみ、平成33年3月10日に支払われるものとする。
- (2) 利息支払期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 本社債の利息は、平成29年3月15日から（当日を含む。）平成33年3月10日まで（当日を含む。）これをつけ、1年を365日とする日割計算により計算する。

13. 本新株予約権に関する事項

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

- (2) 各新株予約権の払込金額

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の各社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる整数とする。

- (4) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、平成29年3月15日から平成33年3月8日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して本項第(3)号に定める当社普通株式の交付を請求することができる。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

①当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日（振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。）

②振替機関が必要であると認めた日

③第11項第(2)号乃至第(7)号に定めるところにより本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降

④第15項に定めるところにより当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降

本号により行使請求が可能な期間を、以下「行使請求期間」という。

(5) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

①各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その各社債の金額と同額とする。

但し、交付株式数に本号②に定める転換価額(但し、本項第(7)号乃至第(12)号によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)を乗じた額が、行使請求する本新株予約権に係る本社債の各社債の金額の合計額を下回る場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該差額部分を除く本社債とし、この場合の本社債の価額は、本社債の各社債の金額から当該差額を差し引いた額とする。上記但書の場合には、当社は、本社債の償還金として当該差額を償還する。

②各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、当初金2,500円とする。但し、転換価額は本項第(7)号乃至第(12)号に定めるところにより修正又は調整されることがある。

(7) 転換価額は、本項第(17)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。但し、修正後転換価額が2,500円(以下「下限転換価額」といい、本項第(8)号の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には修正後転換価額は下限転換価額とする。

(8) ①当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

②転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 時価(本項第(9)号③に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権

利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とする。以下本項において同じ。）の翌日以降これを適用する。但し、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 当社普通株式の株式分割をする場合。

調整後の転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得請求権付株式等」という。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項又は新株予約権の全てが当初の条件で行使又は適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日以降これを適用する。但し、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに、時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合。調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(ホ) 上記（イ）乃至（ハ）の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記（イ）乃至（ハ）にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当社普通株式を交付する。但し、株式の交付については本項第（18）号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & & \text{転換価額} \end{array} \right] \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、当該端数に調整後転換価額を乗じた金額を返還する。

(9) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。

① 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整

前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。

②転換価額調整式の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③転換価額調整式で使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（但し、本項第(8)号②(ホ)の場合は当該基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

④転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の応当日（応当日がない場合には当該日の前月末日とする。）における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(8)号又は第(10)号に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

⑤本項第(8)号②(イ)乃至(ニ)に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後転換価額は、本項第(8)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(10) 本項第(8)号及び第(9)号により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

②本号①のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

④転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(11) 本項第(8)号の規定にかかわらず、本項第(8)号に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が本項第(7)号に基づく転換価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な転換価額及び下限転換価額の調整を行う。

(12) 本項第(8)号及び第(9)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要事項を本新株予約権者に通知する。但し、本項第(8)号②(ホ)の場合その他適用の日の前日までに上記通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(13) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条

の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(14) 本新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

(15) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第18項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

(16) ①行使請求しようとする本新株予約権者は、行使請求期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関（以下「直近上位機関」という。）を通じて、行使請求受付場所に行使請求に要する事項として当社が定める事項を通知しなければならない。

②行使請求受付場所に対し行使請求に要する事項を通知した者は、その後これを撤回することができない。

(17) 行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使請求の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

(18) 当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する直近上位機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(19) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社及び本新株予約権者が協議して必要な措置を講じる。

14. 担保提供制限

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために担保提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下同じ。）には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位で担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

15. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失し、第16項に定めるところにより、その旨を公告するものとする。

(1) 当社が、第11項又は第12項の規定に違背したとき。

(2) 当社が、第13項第(7)号乃至第(12)号又は第14項の規定のいずれかに違背し、本社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をしないとき。

(3) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(4) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは期限が到来して

もその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。

- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

16. 本社債の社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債に関して社債権者に対して通知する場合の公告は、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。

17. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の2週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告又は直接通知するものとする。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本新株予約権付社債についての社債等振替法第222条第3項の規定による書面を提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

18. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

19. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

20. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。

21. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社りそな銀行

以上

(別紙3)

エレコム株式会社
第3回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
社債要項

本要項は、エレコム株式会社（以下「当社」という。）が平成29年2月24日に開催した取締役会の決議に基づいて発行する第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 社債総額 金20億円
2. 各社債の金額 金50百万円
3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用
本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関（第19項に定める。以下同じ。）の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。
4. 新株予約権又は社債の譲渡
本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
5. 社債の利率 年0.78%
6. 社債の払込金額（発行価格） 各社債の金額100円につき金100.5円
7. 払込期日（新株予約権の割当日） 平成29年3月14日
8. 募集の方法
第三者割当ての方法により、大和証券株式会社に全額を割り当てる。
9. 担保・保証の有無
本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
10. 社債管理者
本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
11. 社債の償還の方法及び期限
 - (1) 本社債の元金は、平成33年3月11日にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。
 - (2) 当社は、平成31年3月15日以降、その選択によりいつでも、償還日の2週間前までに本社債権

者に通知したうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を以下に定める金額で繰上償還することができる。

償還日が平成31年3月15日以降平成32年3月14日までの間である場合

各社債の金額100円につき金102.62円

償還日が平成32年3月15日以降平成33年3月10日までの間である場合

各社債の金額100円につき金103.12円

- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社の株主総会で承認決議した場合、償還日の1か月前までに本社債権者に通知したうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を各社債の金額100円につき本項第（8）号に定める金額で繰上償還する。
- (4) 本社債権者は、当社が吸収分割又は新設分割につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、その選択により償還日の2週間前までに当社に通知を行うことにより、当該吸収分割又は新設分割の効力発生日前に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき本項第（8）号に定める金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
- (5) （イ）当社以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、当社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、（ロ）当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、（ハ）当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は認容し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ（ニ）公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。）から15日以内に必要事項を本社債権者に通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき本項第（8）号に定める金額で繰上償還する。
- (6) 当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となる場合（これらの事由の発生よりも先に本項第（3）号乃至第（5）号に定める繰上償還事由が発生した場合を除く。）には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日の10営業日後に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき本項第（8）号に定める金額で繰上償還する。
- (7) 本社債権者は、平成29年3月15日以降平成33年2月22日までの間のいずれかの5連続営業日（但し、終値のない日は除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が1,006円（但し、第13項第（8）号乃至第（12）号による調整を受ける。）を下回った場合、当該5連続営業日の最終日の翌営業日以降、その選択により償還日の2週間前までに当社に通知を行うことにより、その保有する本社債の全部を各社債の金額100円につき金100.5円で繰上償

還することを、当社に対して請求する権利を有する。

- (8) 当社は、本項第(3)号乃至第(6)号の定めに従い本社債を繰上償還する場合には、以下に定める金額を本社債権者に支払う。

償還日が平成29年3月15日以降平成30年3月14日までの間である場合

各社債の金額100円につき金101.62円

償還日が平成30年3月15日以降平成31年3月14日までの間である場合

各社債の金額100円につき金102.12円

償還日が平成31年3月15日以降平成32年3月14日までの間である場合

各社債の金額100円につき金102.62円

償還日が平成32年3月15日以降平成33年3月10日までの間である場合

各社債の金額100円につき金103.12円

- (9) 償還すべき日が銀行休業日（銀行法第15条第1項に定める「銀行の休日」を意味する。以下同様とする。）にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。

- (10) 当社は、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本新株予約権付社債を消却する場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

12. 利息の支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、当該本社債が平成33年3月10日において残存していることを条件として、同日において残存する本社債についてのみ、平成33年3月11日に支払われるものとする。
- (2) 利息支払期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 本社債の利息は、平成29年3月15日から（当日を含む。）平成33年3月11日まで（当日を含む。）これをつけ、1年を365日とする日割計算により計算する。

13. 本新株予約権に関する事項

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

- (2) 各新株予約権の払込金額

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の各社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる整数とする。

- (4) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、平成29年3月15日から平成33年3月9日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して本項第(3)号に定める当社普通株式の交付を請求することができる。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

①当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日（振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。）

②振替機関が必要であると認めた日

③第11項第(2)号乃至第(7)号に定めるところにより本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降

④第15項に定めるところにより当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降

本号により行使請求が可能な期間を、以下「行使請求期間」という。

(5) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

①各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その各社債の金額と同額とする。

但し、交付株式数に本号②に定める転換価額(但し、本項第(7)号乃至第(12)号によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)を乗じた額が、行使請求する本新株予約権に係る本社債の各社債の金額の合計額を下回る場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該差額部分を除く本社債とし、この場合の本社債の価額は、本社債の各社債の金額から当該差額を差し引いた額とする。上記但書の場合には、当社は、本社債の償還金として当該差額を償還する。

②各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、当初金2,500円とする。但し、転換価額は本項第(7)号乃至第(12)号に定めるところにより修正又は調整されることがある。

(7) 転換価額は、本項第(17)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。但し、修正後転換価額が2,500円(以下「下限転換価額」といい、本項第(8)号の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には修正後転換価額は下限転換価額とする。

(8) ①当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{交付株式数} \\ \text{時 価} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株あたりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} + \text{交付株式数} \end{array}}$$

②転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 時価(本項第(9)号③に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権

利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とする。以下本項において同じ。）の翌日以降これを適用する。但し、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 当社普通株式の株式分割をする場合。

調整後の転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得請求権付株式等」という。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項又は新株予約権の全てが当初の条件で行使又は適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日以降これを適用する。但し、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに、時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合。

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(ホ) 上記（イ）乃至（ハ）の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記（イ）乃至（ハ）にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当社普通株式を交付する。但し、株式の交付については本項第（18）号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right] \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、当該端数に調整後転換価額を乗じた金額を返還する。

(9) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。

① 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由

が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。

②転換価額調整式の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③転換価額調整式で使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（但し、本項第(8)号②(ホ)の場合は当該基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

④転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の応当日（応当日がない場合には当該日の前月末日とする。）における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(8)号又は第(10)号に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

⑤本項第(8)号②(イ)乃至(ニ)に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後転換価額は、本項第(8)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(10) 本項第(8)号及び第(9)号により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

②本号①のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

④転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(11) 本項第(8)号の規定にかかわらず、本項第(8)号に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が本項第(7)号に基づく転換価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な転換価額及び下限転換価額の調整を行う。

(12) 本項第(8)号及び第(9)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要事項を本新株予約権者に通知する。但し、本項第(8)号②(ホ)の場合その他適用の日の前日までに上記通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(13) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(14) 本新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

(15) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第18項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

(16) ①行使請求しようとする本新株予約権者は、行使請求期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関（以下「直近上位機関」という。）を通じて、行使請求受付場所に行使請求に要する事項として当社の定める事項を通知しなければならない。

②行使請求受付場所に対し行使請求に要する事項を通知した者は、その後これを撤回することができない。

(17) 行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使請求の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

(18) 当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する直近上位機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(19) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社及び本新株予約権者が協議して必要な措置を講じる。

14. 担保提供制限

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために担保提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下同じ。）には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

15. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失し、第16項に定めるところにより、その旨を公告するものとする。

(1) 当社が、第11項又は第12項の規定に違背したとき。

(2) 当社が、第13項第(7)号乃至第(12)号又は第14項の規定のいずれかに違背し、本社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をしないとき。

(3) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

- (4) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
 - (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
 - (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
16. 本社債の社債権者に通知する場合の公告
- 本新株予約権付社債に関して社債権者に対して通知する場合の公告は、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。
17. 社債権者集会に関する事項
- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の2週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告又は直接通知するものとする。
 - (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
 - (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本新株予約権付社債についての社債等振替法第222条第3項の規定による書面を提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
18. 行使請求受付場所
- 株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
19. 振替機関の名称及び住所
- 株式会社証券保管振替機構
- 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
20. 元利金の支払
- 本社債に係る元利金は、社債等振替法及び振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。
21. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人
- 株式会社りそな銀行

以上

(別紙4)

エレコム株式会社
第4回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
社債要項

本要項は、エレコム株式会社（以下「当社」という。）が平成29年2月24日に開催した取締役会の決議に基づいて発行する第4回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 社債総額 金20億円

2. 各社債の金額 金50百万円

3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関（第19項に定める。以下同じ。）の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。

4. 新株予約権又は社債の譲渡

本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

5. 社債の利率 年0.78%

6. 社債の払込金額（発行価格） 各社債の金額100円につき金100.5円

7. 払込期日（新株予約権の割当日） 平成29年3月14日

8. 募集の方法

第三者割当ての方法により、大和証券株式会社に全額を割り当てる。

9. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

10. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

11. 社債の償還の方法及び期限

- (1) 本社債の元金は、平成33年3月12日にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。
- (2) 当社は、平成31年3月15日以降、その選択によりいつでも、償還日の2週間前までに本社債権

者に通知したうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を以下に定める金額で繰上償還することができる。

償還日が平成31年3月15日以降平成32年3月14日までの間である場合

各社債の金額100円につき金102.62円

償還日が平成32年3月15日以降平成33年3月11日までの間である場合

各社債の金額100円につき金103.12円

- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社の株主総会で承認決議した場合、償還日の1か月前までに本社債権者に通知したうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を各社債の金額100円につき本項第（8）号に定める金額で繰上償還する。
- (4) 本社債権者は、当社が吸収分割又は新設分割につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、その選択により償還日の2週間前までに当社に通知を行うことにより、当該吸収分割又は新設分割の効力発生日前に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき本項第（8）号に定める金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
- (5) （イ）当社以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、当社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、（ロ）当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、（ハ）当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は認容し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ（ニ）公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。）から15日以内に必要事項を本社債権者に通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき本項第（8）号に定める金額で繰上償還する。
- (6) 当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となる場合（これらの事由の発生よりも先に本項第（3）号乃至第（5）号に定める繰上償還事由が発生した場合を除く。）には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日の10営業日後に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき本項第（8）号に定める金額で繰上償還する。
- (7) 本社債権者は、平成29年3月15日以降平成33年2月23日までの間のいずれかの5連続営業日（但し、終値のない日は除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が1,006円（但し、第13項第（8）号乃至第（12）号による調整を受ける。）を下回った場合、当該5連続営業日の最終日の翌営業日以降、その選択により償還日の2週間前までに当社に通知を行うことにより、その保有する本社債の全部を各社債の金額100円につき金100.5円で繰上償

還することを、当社に対して請求する権利を有する。

- (8) 当社は、本項第(3)号乃至第(6)号の定めに従い本社債を繰上償還する場合には、以下に定める金額を本社債権者に支払う。

償還日が平成29年3月15日以降平成30年3月14日までの間である場合

各社債の金額100円につき金101.62円

償還日が平成30年3月15日以降平成31年3月14日までの間である場合

各社債の金額100円につき金102.12円

償還日が平成31年3月15日以降平成32年3月14日までの間である場合

各社債の金額100円につき金102.62円

償還日が平成32年3月15日以降平成33年3月11日までの間である場合

各社債の金額100円につき金103.12円

- (9) 償還すべき日が銀行休業日（銀行法第15条第1項に定める「銀行の休日」を意味する。以下同様とする。）にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。

- (10) 当社は、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本新株予約権付社債を消却する場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

12. 利息の支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、当該本社債が平成33年3月11日において残存していることを条件として、同日において残存する本社債についてのみ、平成33年3月12日に支払われるものとする。
- (2) 利息支払期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 本社債の利息は、平成29年3月15日から（当日を含む。）平成33年3月12日まで（当日を含む。）これをつけ、1年を365日とする日割計算により計算する。

13. 本新株予約権に関する事項

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

- (2) 各新株予約権の払込金額

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の各社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる整数とする。

- (4) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、平成29年3月15日から平成33年3月10日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して本項第(3)号に定める当社普通株式の交付を請求することができる。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

①当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日（振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。）

②振替機関が必要であると認めた日

③第11項第(2)号乃至第(7)号に定めるところにより本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降

④第15項に定めるところにより当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降

本号により行使請求が可能な期間を、以下「行使請求期間」という。

(5) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

①各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その各社債の金額と同額とする。

但し、交付株式数に本号②に定める転換価額(但し、本項第(7)号乃至第(12)号によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)を乗じた額が、行使請求する本新株予約権に係る本社債の各社債の金額の合計額を下回る場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該差額部分を除く本社債とし、この場合の本社債の価額は、本社債の各社債の金額から当該差額を差し引いた額とする。上記但書の場合には、当社は、本社債の償還金として当該差額を償還する。

②各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、当初金2,500円とする。但し、転換価額は本項第(7)号乃至第(12)号に定めるところにより修正又は調整されることがある。

(7) 転換価額は、本項第(17)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。但し、修正後転換価額が2,500円(以下「下限転換価額」といい、本項第(8)号の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には修正後転換価額は下限転換価額とする。

(8) ①当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

②転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 時価(本項第(9)号③に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権

利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とする。以下本項において同じ。）の翌日以降これを適用する。但し、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 当社普通株式の株式分割をする場合。

調整後の転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得請求権付株式等」という。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項又は新株予約権の全てが当初の条件で行使又は適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日以降これを適用する。但し、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに、時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合。

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(ホ) 上記（イ）乃至（ハ）の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記（イ）乃至（ハ）にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当社普通株式を交付する。但し、株式の交付については本項第（18）号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right] \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、当該端数に調整後転換価額を乗じた金額を返還する。

(9) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。

① 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由

が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。

②転換価額調整式の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③転換価額調整式で使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（但し、本項第(8)号②(ホ)の場合は当該基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

④転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の応当日（応当日がない場合には当該日の前月末日とする。）における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(8)号又は第(10)号に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

⑤本項第(8)号②(イ)乃至(ニ)に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後転換価額は、本項第(8)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(10) 本項第(8)号及び第(9)号により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

②本号①のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

④転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(11) 本項第(8)号の規定にかかわらず、本項第(8)号に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が本項第(7)号に基づく転換価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な転換価額及び下限転換価額の調整を行う。

(12) 本項第(8)号及び第(9)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要事項を本新株予約権者に通知する。但し、本項第(8)号②(ホ)の場合その他適用の日の前日までに上記通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(13) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(14) 本新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

(15) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第18項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

(16) ①行使請求しようとする本新株予約権者は、行使請求期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関（以下「直近上位機関」という。）を通じて、行使請求受付場所に行使請求に要する事項として当社の定める事項を通知しなければならない。

②行使請求受付場所に対し行使請求に要する事項を通知した者は、その後これを撤回することができない。

(17) 行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使請求の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

(18) 当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する直近上位機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(19) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社及び本新株予約権者が協議して必要な措置を講じる。

14. 担保提供制限

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために担保提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下同じ。）には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

15. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失し、第16項に定めるところにより、その旨を公告するものとする。

(1) 当社が、第11項又は第12項の規定に違背したとき。

(2) 当社が、第13項第(7)号乃至第(12)号又は第14項の規定のいずれかに違背し、本社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をしないとき。

(3) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

- (4) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
 - (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
 - (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
16. 本社債の社債権者に通知する場合の公告
- 本新株予約権付社債に関して社債権者に対して通知する場合の公告は、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。
17. 社債権者集会に関する事項
- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の2週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告又は直接通知するものとする。
 - (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
 - (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本新株予約権付社債についての社債等振替法第222条第3項の規定による書面を提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
18. 行使請求受付場所
- 株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
19. 振替機関の名称及び住所
- 株式会社証券保管振替機構
- 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
20. 元利金の支払
- 本社債に係る元利金は、社債等振替法及び振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。
21. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人
- 株式会社りそな銀行

以上

(別紙5)

エレコム株式会社
第5回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
社債要項

本要項は、エレコム株式会社（以下「当社」という。）が平成29年2月24日に開催した取締役会の決議に基づいて発行する第5回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 社債総額 金20億円
2. 各社債の金額 金50百万円
3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関（第19項に定める。以下同じ。）の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。

4. 新株予約権又は社債の譲渡

本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

5. 社債の利率 年0.755%
6. 社債の払込金額（発行価格） 各社債の金額100円につき金100.4円
7. 払込期日（新株予約権の割当日） 平成29年3月14日
8. 募集の方法

第三者割当ての方法により、大和証券株式会社に全額を割り当てる。

9. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

10. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

11. 社債の償還の方法及び期限

- (1) 本社債の元金は、平成33年3月12日にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。
- (2) 当社は、平成31年3月15日以降、その選択によりいつでも、償還日の2週間前までに本社債権

者に通知したうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を以下に定める金額で繰上償還することができる。

償還日が平成31年3月15日以降平成32年3月14日までの間である場合

各社債の金額100円につき金102.52円

償還日が平成32年3月15日以降平成33年3月11日までの間である場合

各社債の金額100円につき金103.02円

- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社の株主総会で承認決議した場合、償還日の1か月前までに本社債権者に通知したうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を各社債の金額100円につき本項第（8）号に定める金額で繰上償還する。
- (4) 本社債権者は、当社が吸収分割又は新設分割につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、その選択により償還日の2週間前までに当社に通知を行うことにより、当該吸収分割又は新設分割の効力発生日前に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき本項第（8）号に定める金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
- (5) （イ）当社以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、当社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、（ロ）当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、（ハ）当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は認容し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ（ニ）公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。）から15日以内に必要事項を本社債権者に通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき本項第（8）号に定める金額で繰上償還する。
- (6) 当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となる場合（これらの事由の発生よりも先に本項第（3）号乃至第（5）号に定める繰上償還事由が発生した場合を除く。）には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日の10営業日後に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき本項第（8）号に定める金額で繰上償還する。
- (7) 本社債権者は、平成29年3月15日以降平成33年2月23日までの間のいずれかの5連続営業日（但し、終値のない日は除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が1,006円（但し、第13項第（8）号乃至第（12）号による調整を受ける。）を下回った場合、当該5連続営業日の最終日の翌営業日以降、その選択により償還日の2週間前までに当社に通知を行うことにより、その保有する本社債の全部を各社債の金額100円につき金100.4円で繰上償

還することを、当社に対して請求する権利を有する。

- (8) 当社は、本項第(3)号乃至第(6)号の定めに従い本社債を繰上償還する場合には、以下に定める金額を本社債権者に支払う。

償還日が平成29年3月15日以降平成30年3月14日までの間である場合

各社債の金額100円につき金101.52円

償還日が平成30年3月15日以降平成31年3月14日までの間である場合

各社債の金額100円につき金102.02円

償還日が平成31年3月15日以降平成32年3月14日までの間である場合

各社債の金額100円につき金102.52円

償還日が平成32年3月15日以降平成33年3月11日までの間である場合

各社債の金額100円につき金103.02円

- (9) 償還すべき日が銀行休業日（銀行法第15条第1項に定める「銀行の休日」を意味する。以下同様とする。）にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。

- (10) 当社は、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本新株予約権付社債を消却する場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

12. 利息の支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、当該本社債が平成33年3月11日において残存していることを条件として、同日において残存する本社債についてのみ、平成33年3月12日に支払われるものとする。
- (2) 利息支払期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 本社債の利息は、平成29年3月15日から（当日を含む。）平成33年3月12日まで（当日を含む。）これをつけ、1年を365日とする日割計算により計算する。

13. 本新株予約権に関する事項

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

- (2) 各新株予約権の払込金額

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の各社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる整数とする。

- (4) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、平成29年3月15日から平成33年3月10日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して本項第(3)号に定める当社普通株式の交付を請求することができる。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

①当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日（振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。）

②振替機関が必要であると認めた日

③第11項第(2)号乃至第(7)号に定めるところにより本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降

④第15項に定めるところにより当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降

本号により行使請求が可能な期間を、以下「行使請求期間」という。

(5) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

①各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その各社債の金額と同額とする。

但し、交付株式数に本号②に定める転換価額(但し、本項第(7)号乃至第(12)号によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)を乗じた額が、行使請求する本新株予約権に係る本社債の各社債の金額の合計額を下回る場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該差額部分を除く本社債とし、この場合の本社債の価額は、本社債の各社債の金額から当該差額を差し引いた額とする。上記但書の場合には、当社は、本社債の償還金として当該差額を償還する。

②各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、当初金2,750円とする。但し、転換価額は本項第(7)号乃至第(12)号に定めるところにより修正又は調整されることがある。

(7) 転換価額は、本項第(17)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。但し、修正後転換価額が2,750円(以下「下限転換価額」といい、本項第(8)号の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には修正後転換価額は下限転換価額とする。

(8) ①当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

②転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 時価(本項第(9)号③に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権

利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とする。以下本項において同じ。）の翌日以降これを適用する。但し、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 当社普通株式の株式分割をする場合。

調整後の転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得請求権付株式等」という。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項又は新株予約権の全てが当初の条件で行使又は適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日以降これを適用する。但し、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに、時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合。

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(ホ) 上記（イ）乃至（ハ）の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記（イ）乃至（ハ）にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当社普通株式を交付する。但し、株式の交付については本項第（18）号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right] \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、当該端数に調整後転換価額を乗じた金額を返還する。

(9) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。

① 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由

が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。

②転換価額調整式の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③転換価額調整式で使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（但し、本項第(8)号②(ホ)の場合は当該基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

④転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の応当日（応当日がない場合には当該日の前月末日とする。）における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(8)号又は第(10)号に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

⑤本項第(8)号②(イ)乃至(ニ)に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後転換価額は、本項第(8)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(10) 本項第(8)号及び第(9)号により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

②本号①のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

④転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(11) 本項第(8)号の規定にかかわらず、本項第(8)号に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が本項第(7)号に基づく転換価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な転換価額及び下限転換価額の調整を行う。

(12) 本項第(8)号及び第(9)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要事項を本新株予約権者に通知する。但し、本項第(8)号②(ホ)の場合その他適用の日の前日までに上記通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(13) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(14) 本新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

(15) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第18項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

(16) ①行使請求しようとする本新株予約権者は、行使請求期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関（以下「直近上位機関」という。）を通じて、行使請求受付場所に行使請求に要する事項として当社の定める事項を通知しなければならない。

②行使請求受付場所に対し行使請求に要する事項を通知した者は、その後これを撤回することができない。

(17) 行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使請求の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

(18) 当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する直近上位機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(19) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社及び本新株予約権者が協議して必要な措置を講じる。

14. 担保提供制限

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために担保提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下同じ。）には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

15. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失し、第16項に定めるところにより、その旨を公告するものとする。

(1) 当社が、第11項又は第12項の規定に違背したとき。

(2) 当社が、第13項第(7)号乃至第(12)号又は第14項の規定のいずれかに違背し、本社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をしないとき。

(3) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

- (4) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
 - (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
 - (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
16. 本社債の社債権者に通知する場合の公告
- 本新株予約権付社債に関して社債権者に対して通知する場合の公告は、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。
17. 社債権者集会に関する事項
- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の2週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告又は直接通知するものとする。
 - (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
 - (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本新株予約権付社債についての社債等振替法第222条第3項の規定による書面を提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
18. 行使請求受付場所
- 株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
19. 振替機関の名称及び住所
- 株式会社証券保管振替機構
- 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
20. 元利金の支払
- 本社債に係る元利金は、社債等振替法及び振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。
21. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人
- 株式会社りそな銀行

以上